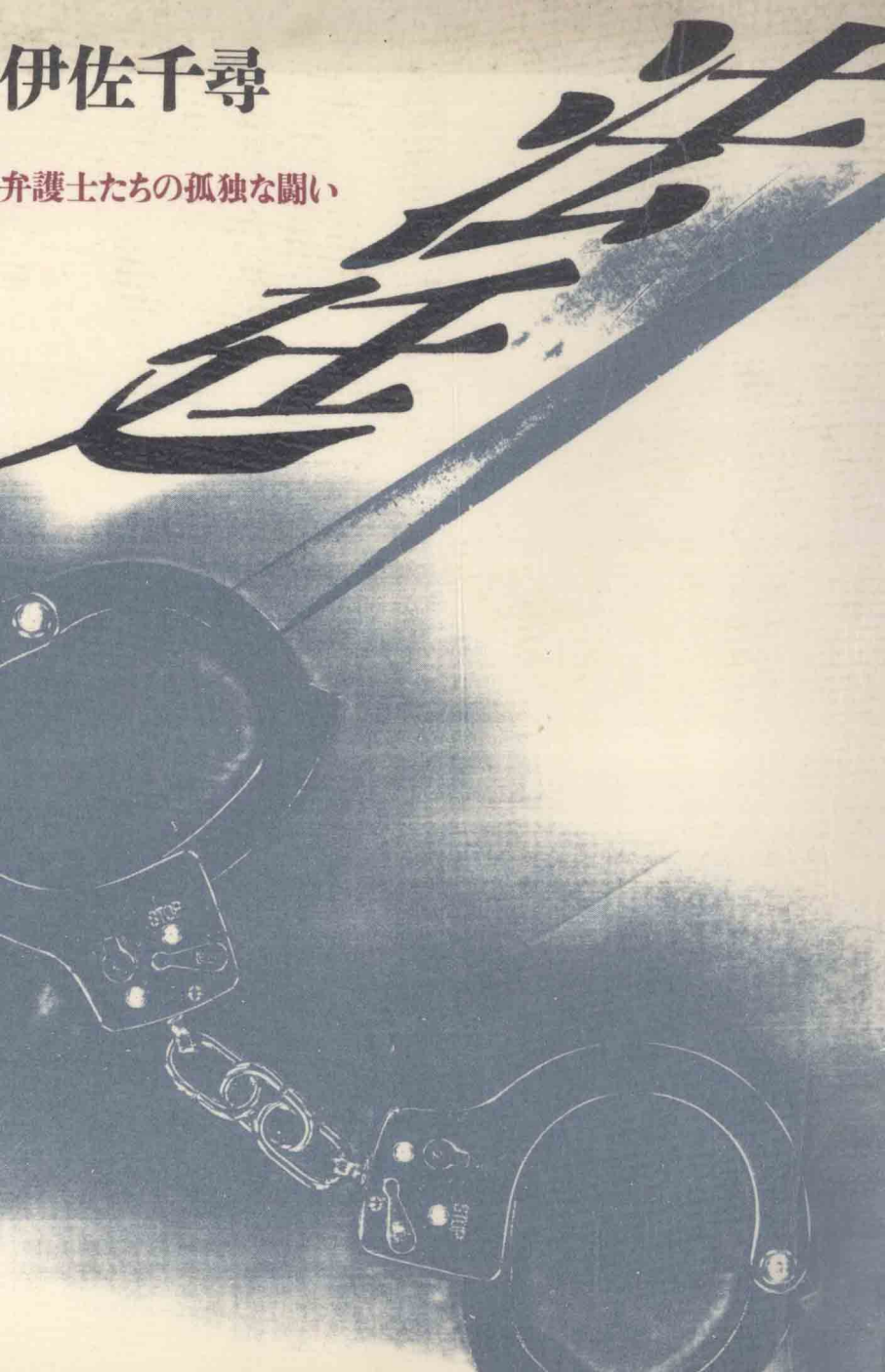


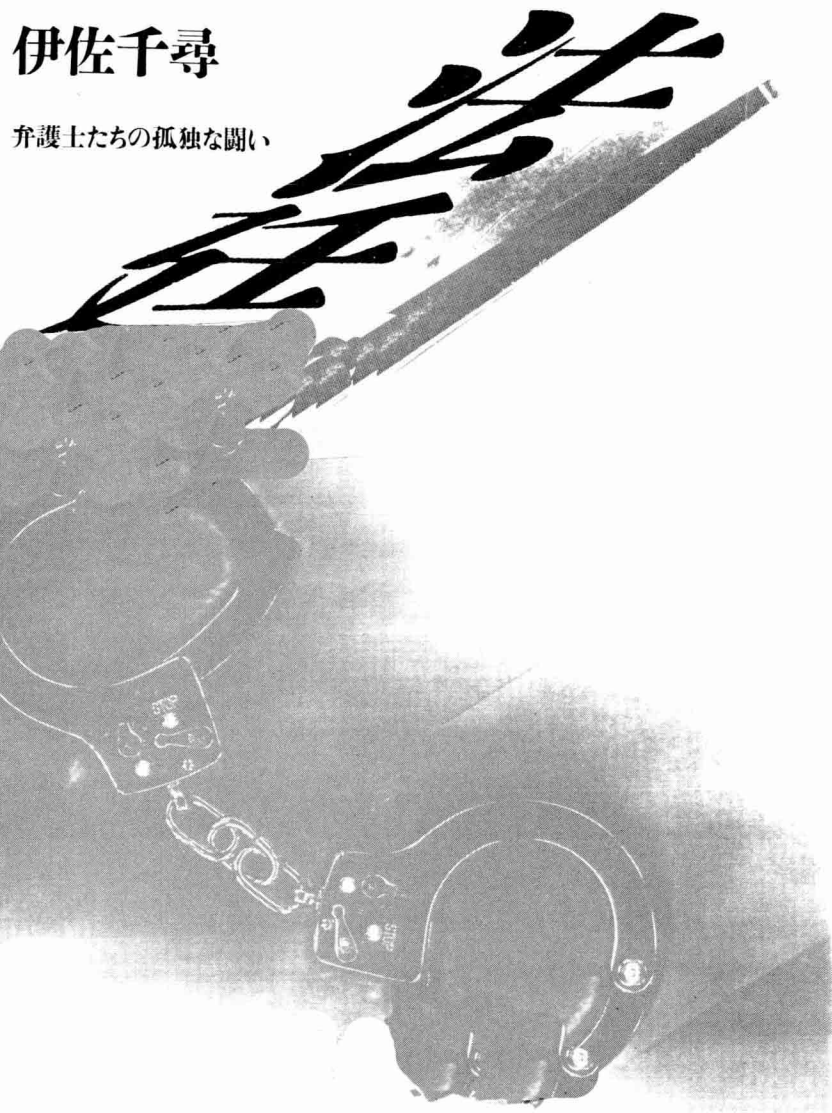
伊佐千尋

弁護士たちの孤独な闘い



伊佐千尋

弁護士たちの孤独な闘い



伊佐千尋 (いさ・ちひろ)

1929(昭和4)年、東京に生まれる。78年

「逆転」で第9回大宅壮一ノンフィクシ

ョン賞を受賞。82年「陪審裁判を考える

会」を発足。著書に「検屍」「炎上」「司

法の犯罪」、訳書に「トレビノの破天荒

ゴルフ人生」「パレストロスのスーパー

ゴルフ」がある。

法廷／弁護士たちの孤独な闘い

昭和六十一年十月十五日 第一刷

定価 一二〇〇円

著者 伊佐千尋

発行者 西永達夫

発行所 株式会社 文藝春秋

東京都千代田区紀尾井町三一二三
電話 (〇三) 二六五・一二二一

印刷 共同印刷

製本所 矢嶋製本

万一、落丁乱丁の場合は

お取替致します

© Chihiro Isa 1986

Printed in Japan

ISBN 4-16-340950-5

法廷／目次

山本老・雪冤に賭けた五十五年

5

殺人犯にされた一六五七日

59

ある少年の罰と罪

81

千葉・市原市奇々怪々の殺人事件

105

あとがき

227

装帧 高麗隆彦

法廷

弁護士たちの孤独な闘い

初出誌

山本老・雪冤に賭けた五十五年／「文藝春秋」昭和60年1月号、2月号
殺人犯にされた一六五七日／「潮」昭和61年3月号

ある少年の罰と罪／「潮」昭和60年1月号

千葉・市川市奇々怪々の殺人事件／「潮」昭和61年7月号、8月号

山本老・雪冤せつえんに賭けた五十五年

1

一九八四年（昭和五十九年）九月下旬、残暑がまだ厳しい真昼日の広島駅頭の雑踏の中に、一人の小柄な老人が降り立った。プラットホームを歩く足取りは年の割りにはしっかりしていたが、その両脚は異様ともいえるほど弓なりに曲がって、歩行はやはり不自由そうであった。老人は瘦せて小柄に見えたが、脚が曲がっていなかった若い頃はむしろ長身のうちに数えられただろう。

老人はこの日、広島市から北に約百キロ、島根県との県境に近い山村、比婆郡高野町大字奥門田から朝早く二時間もバスに揺られ、芸備線の三次駅で更に鈍行列車に乗り継いで、老いの身もいとわず遠路を出向いてきてくれたのである。

老人の名前は山本久雄という。明治三十二年四月生まれだから、もう八十五歳の高齢になる。

駅頭には、広島テレビ局の上重五郎記者が出迎えていた。老人は丁寧に頭を下げ、礼を言った。出迎えに対する礼ではあったが、彼は深くこの青年に感謝していた。上重が作ったテレビのドキュメンタリー番組「雪冤」によって、「山本老事件」は広く世に知られ、過去五十五年間にわたる無実の主張と、弛まざる熱意に、再審を開始すべしとの世論も漸く高まりを見せてきたからである。現に僕自身もその番組を見て、改めて事件を見直し、弁護団の真摯な取り組み方に心を惹かれ

た。その感動がなければ、多忙な佐藤博史弁護士を語らって、二人はこの日広島を訪れることにはならなかっただろう。

機中、僕たちは、日弁連人権擁護委員会、山本事件委員会委員長の真部勉弁護士から手渡された判決書の写しと、古い新聞のコピーを読み返してきた。訴訟記録がすべて原爆で焼失してしまっているのです、残念ながら資料は非常に乏しい。

事件が起きたのは、今からもう五十五年も昔の昭和三年十一月二十四日、広島県比婆郡下高野山村（現高野町）大字奥門田一〇四八番地の山本家でのことである。

今も一年の三分の一は雪に閉ざされる寂しい山村だが、事件当日は、別に雪模様でもなく雪も積もっていないのどかな一日だったという。

その日の午後四時ころ、農作業から帰った久雄の妻ヨシ子（仮名）は、養母フサノ（五十六歳）が炊事場の飯びつに頭を突っ込んで死んでいるのを発見した。

ヨシ子の知らせで、家から歩いて十五、六分離れた茅野で茅を刈っていた久雄は急いで家に帰り、フサノを抱き起こし、近所の者と一緒に介抱したが、フサノは既にこと切れていた。

フサノの死体を診断した近くの芳野秀造医師は、

「脳充血で頭に血が上り苦しいので水槽の側に行き、杓で頭に水をかけようとしていた時、前へ倒れて死亡したのだろう」

と、説明した。

しかし、フサノの死因に警察は疑問を持った。

事件から三日たった十一月二十七日付け中国新聞（夕刊）は、次のように報じた。

《原因怪しい

老婆の死

三次検事局から

浜口検事出張》

二十四日午後三時三十分ごろ比婆郡下高野山村字奥門田山本フサノ（五六）は自宅の炊事場でなんらの外傷もないのに死亡していたのをほど経って養子の久雄夫婦が発見ただちに庄原署へ届け出たので同署長、香川医師、三次検事局から浜口検事出張、死体を解剖に付したが死因はまだ不明である。（庄原発）

事件を報じる第一報で多少記述に不正確な点もあるが、以後事件は次第に養母殺しの様相を呈していく。

十一月二十八日、芸備日日新聞（朝刊）の見出し。

《下高野山の老婆怪死は

絞殺された事判明

犯人容疑者は養子夫婦二人

前日喧かした形跡》

十一月二十九日、中国新聞（朝刊）

《高野山の養母殺し

原因は金？ 慾？

養子久雄は否認するが

妻女は一部自白

十二月二日、朝日新聞（朝刊）

《養子が扼殺

二十九日に自白

下高野山村の養母殺し

二十四日午後三時ごろ比婆郡下高野山村字奥門田山本フサノ（五六）が家人不在中、同家台所で死亡している事件は他殺と決定し所轄庄原署で同家の養子山本久雄（三〇）を容疑者として引き続き取調中のところ、二十九日夜に至り久雄が貸金貸借上のが因で口論をなし扼殺したことを自白したので浜口検事は一応の取調べを行った上直ちに起訴した

フサノの死体解剖の結果、死因は扼殺とされ、久雄は逮捕、尊属殺人罪で起訴されたのである。

公判廷で久雄は犯行を強く否認したが、広島地方裁判所はほとんど反証を許さず、昭和五年一月二十四日、有罪を認定して無期懲役を、次いで広島控訴院も原判決を支持して再度無期懲役を言い渡した。

控訴審判決が認定した久雄の「犯行」は次の通りである。

「被告人山本久雄は、飯島赫三郎の三男で、十六歳で山本喜久太郎の養子嘉多太郎、その妻フサノのさらに養子となり、以来同居していたものである。

その後、養父嘉多太郎が先ず死亡し、ついで事件の年の六月養祖父喜久太郎が死亡した。その

結果、久雄が家督相続して戸主になった。

しかし、金銭の出納は主としてフサノが司り、久雄の所有となった約四十通の借用証書も自分で保管して容易に渡してくれる様子もなかった。

その折柄、たまたま久雄は、十一月二十三日舩原雅量から貸し金の元利返済をうけたが、フサノ不在のため借用証書を返すことができなかった。

そこで、翌二十四日正午ごろ、久雄は昼食の際、フサノに事情を話して今後外出する時は自分に証書を預けておいてほしい、また貸し金整理の必要があるので証書類を引き渡してくれないかと要求した。しかし、フサノは承諾しなかったため、久雄は不愉快に思った。

食後、久雄は茅刈りにいったん自宅を出たが、フサノから柿の木に梯子を掛けておいてもらいたいと頼まれていたことに気付いて自宅に引き返した。

そこでまたフサノと証書の保管のことで口論となり、久雄は憤りのあまり台所のいろりの傍らで手でフサノの頸部を突いた。するとフサノが仰向けに倒れたので、久雄は後難を恐れ、むしろフサノを殺した方がよいと考えて右手の親指とその他の指で頸部をしめて窒息死させた。

久雄はこの控訴審判決に対し、上告したが、昭和六年四月八日、大審院はこれを棄却、控訴院判決が確定した。

岡山刑務所にて受刑、昭和二十年十一月仮出獄を許された。

受刑中から、本人は無実を訴え、再審への執念を持ち続けたが、再審の要件である新証拠を得られぬまま、また原爆による記録の焼失、頼みとする弁護人の死亡などにより、再審請求を果たすことができなかった。

昭和五十五年、山本老人は漸く判決書の謄本を入手、五十八年には有罪認定の最も有力な証拠

となった香川鑑定書が発見され、再審請求が具体化した。

昭和五十八年九月九日、山本老人は五十五年にわたる悲願であった再審請求を広島高等裁判所に申し立てた。

八十五歳という高齢を考えれば、恐らくは老人にとって最初にして最後の再審請求になるであろう。

2

飛行場から直行した僕たち二人は、いつもそこで弁護団会議が開かれるという市内中区上幟町にある藤堂弁護士事務所の一室で、先程からじつと山本老人の訴えに耳を傾けていた。

同席したのは、藤堂真二、原田香留夫、胡田敢、笹木和義ら弁護団の錚々たるメンバーで、高橋文恵弁護士にも声をかけたが、都合で出られないとのことであった。

事件の取材をしたいと電話したのはつい二日ほど前のことなのに、原田弁護士と上重記者はちやんと事件当事者である山本老人に連絡をとり、広島まで出向いてくるよう手配してくれていた。滞在時日が限られている僕たちへの配慮であるうが、老人の年齢と遠路を思うとき、やはり心苦しさを感じた。

弁護団は、僕たちにメモ類も含め事件の記録をすべて見せてくれ、山本老人にいかなる類の質問をすることも許してくれた。それに何より、こうした事件に巻き込まれてしまった人にありがちな、押し付けがましいところが山本老人にはまるでなく、かえって彼の方こそ僕たちが東京から広島へ取材に出掛けてきたことに感謝している風だったのである。

老人が「事件」について語らなければ、彼はどこから見てもごく平凡な、好々爺にすぎなかつ

た。

「それはもう、人間に対する扱いではありませんでした。犬畜生にだって、あのようにひどい仕打ちはできません」

その時の警察の拷問がもとで曲がってしまったという両脚に目をやり、老人は悔しそうに唇をかんだ。語り口は静かではあったが、患っている顔面神経痛のせいばかりでなく、顔を何度も小刻みに痙攣けいれんさせた。

老人は時折、不自由そうに左眼を細めた。左眼は眼底出血を起こし、ほとんど視力が失われているという。その上、右顔面は筋痙攣があり、そのため左眼がひきつったように小さく見える。

甲種合格になるほど健康であったまだ二十九歳の山本青年が、養母殺しの容疑で逮捕状もなくいきなり警察へ引つ張られたのは、昭和三年十一月二十六日の午後、養母の葬式の最中のことであつた。

先に取り調べを受けていた妻ヨシ子が最初の証言を変えたことが、直接嫌疑をかけられる原因となつた。

「新市で一晩泊められ、翌日庄原警察署の留置場へぶち込まれました。母殺しを白状せいと責められて、やつてはおりませんと申しますと、それこそ踏んだり、蹴つたりのひどい取り調べが始まりました。裏の道場の床に蕎麦そばの実を撒き、これには刺しほがありますので、その上に正座させられると大変痛いのです。後ろ手に竹刀を二本挟んで縛られ、両膝の間にも二本の竹刀を入れられ、苦しさは何度も悲鳴をあげました。しかし、そのうちに気が遠くなりますと、水をぶっかけられては、また拷問が繰り返されるのです」

十一月二十九日、田原弘義刑事が日暮れてから、留置場へやつてきた。中は真つ暗で、この日久雄は身体に水をぶっかけられて、寒さにぶるぶる震えていた。

「天皇陛下が御位につかれ、同時に法律も改正になり、罪なき者でも書類で処罰できることになった」

田原は言いつつ、一冊の本を暗闇の中で見せ、また一綴りの書類をかざした。

「今晚、三次より検事さまがこられるが、この書類をこのまま出せば、尊属殺人でお前たちは夫婦共に死刑に処せられてしまう。田舎の者が法律が改正になっているのを知らず、そのまま処刑になってはいかにもかわいそうである」

田原はそう言つて、久雄を説いた。

「警察官は人民保護のためにある。決してお前をだますのではない。自分が教えてやるように言えば、死刑も免れ、家へ帰ることもできる。近頃、自動車の運転手が人を轢き殺す意思なく過失で殺してしまうことがあるが、あれと同じように、山本も母を殺す意思はなく、過失致死ということに自分がしてやる」

一日も早く家へ帰りたい一心と、死刑の恐ろしさに、久雄は田原の言葉に従った。

この辺りの話は恐らく過去、何度も記憶をたどり、繰り返してきたものであろう。自身で記した再審請求申立書の文面とほとんど変わらない。

以下、その文面に従う。

「(田原刑事が)何か母と争いを生じたことにして、過失して殺したようにせねばならんが、母が貸付書類をお前が出してくれと言うたら、母が出さんと言われて争いとなり田舎ではイロリには火カキとか火バシがあると言うことだが、あるかと言われますのでありますと言いましたら、成